

(公印省略)

3都 第 1 1 0 2 号  
令和 3年 8月 3日

関係機関各位

福岡県建築都市部都市計画課長

令和3年度第1回福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会の開催について（通知）

被災宅地危険度判定制度の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度第1回福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会を別紙のとおり開催しますの  
で、貴所属職員及び会員に周知していただきますようお願いいたします。

なお、講習会の参加に当たっては、下記によりお申し込みください。

#### 記

#### 1 申込書類

- ① 受講申込書
- ② 被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）
- ③ 被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第2号）  
資格要件を証明する書類
- ④ 被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）
- ⑤ 写真2枚（6か月以内に撮影した無帽・正面・上半身・無背景の縦3cm×横2cmの写真  
とし、裏面に所属・氏名を記載してください。）  
（上記③及び④については、いずれか該当する方を提出してください。）

※ 各機関で取りまとめの上、郵送、使送又は直渡してお申し込みください。

#### 2 申込期限

令和3年9月30日（木）必着

#### 3 申込先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県建築都市部都市計画課 開発第一係  
担当：山村 (yamamura-t7718@pref.fukuoka.lg.jp)  
Tel 092-643-3715 / Fax 092-643-3716

#### 4 その他

- (1) 本講習会は、新規登録者を対象としています。
- (2) 定員に達した場合には、お断りする場合があります。（定員60名）
- (3) 判定士の要綱等は、被災宅地危険度判定連絡協議会のHPからダウンロードできます。  
<http://hisaitakuti.jp/index.html>
- (4) 申請様式等の電子データが必要な方は、上記担当者へ電子メールアドレスを御連絡ください。

令和3年度第1回福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会開催要領

- 1 主 催 福 岡 県
- 2 開催日時 令和3年10月8日(金)  
受付 : 13:30~14:00  
講習会: 14:00~16:40
- 3 会 場 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所 3階 大集会室  
※ 駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
- 4 講 師 公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会
- 5 次 第 講習会  
14:00 ~ 14:05 開会挨拶  
14:05 ~ 14:30 被災宅地危険度判定制度及び登録手続きについて  
14:30 ~ 16:20 被災宅地危険度判定技術及び判定士の実務について  
16:20 ~ 16:30 質疑応答  
16:30 ~ 16:40 閉会挨拶
- 6 対 象 者 福岡県内の官公庁又は民間企業に勤務されている方
- 7 そ の 他 令和3年度においては、講習会を年2回開催します。  
第2回は令和4年1~3月頃福岡市で開催を予定しています。  
日時や会場の詳細については、後日、御案内いたします。
- 8 事 務 局 福岡県建築都市部都市計画課 開発第一係  
担当: 山村 (yamamura-t7718@pref.fukuoka.lg.jp)  
Tel 092-643-3715/Fax 092-643-3716

*受付番号	
-------	--

福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会

受講申込書

福岡県知事 殿

わたくしは、被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

開催日時 令和3年10月8日(金) 受付 13:30 開始 14:00  
 開催会場 北九州市小倉北区城内1番1号  
 北九州市役所 3階 大集会室

記

ふりがな		昭和 平成 年 月 日生
氏名		
居住地		〒 ( ) TEL ( )
勤務先	名称	〒 ( ) TEL ( )
	所在地	

被災宅地危険度判定士として認定登録を希望する方は、以下の該当する欄に○を記入してください。

被災宅地危険度判定士資格要件

- |                                |       |                          |
|--------------------------------|-------|--------------------------|
| 1 福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第1号該当 | ..... | <input type="checkbox"/> |
| 2 福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第2号該当 | ..... | <input type="checkbox"/> |
| 3 福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第3号該当 | ..... | <input type="checkbox"/> |
| 4 福岡県被災宅地危険度判定士登録要綱第2条第1項第4号該当 | ..... | <input type="checkbox"/> |

認定登録を希望する住所

居住地住所を希望する	<input type="checkbox"/>
勤務先所在地を希望する	<input type="checkbox"/>

※受講修了証には、○を記入した住所が記載されます。

## 「福岡県被災宅地危険度判定士養成講習会受講申込書」記入上の注意

- 1 「受付番号」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 2 被災宅地危険度判定士として認定登録を受けようとする方は、この受講申込書と同時に被災宅地危険度判定士認定登録申請書一式を提出する必要があります。
- 3 各欄の記入手順
  - (1) 「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるよう記入し、ふりがなを付けてください。生年月日は、「昭和」又は「平成」のうち該当するものを○で囲んで記入してください。
  - (2) 「居住地」欄には、住所登録等の有無に関係なく、現在、あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としており、連絡を取ることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡が取れる番号を記入してください。
  - (3) 「勤務先」欄には現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入してください。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入してください。
  - (4) 「判定士資格要件」は、被災宅地危険度判定士として認定登録ができる資格の該当する欄に○を記入してください。

なお、資格要件の二つ以上に該当する場合は、あなたが適当と考える資格要件を一つだけ選択し、記入してください。
  - (5) 「認定登録を希望する住所」は、あなたの「居住地」又は「勤務先所在地」のいずれかを選んで、該当する方に○を記入してください。「居住地」と「勤務先所在地」とが異なる都道府県にある場合には、ここで希望した都道府県に登録されます。

また講習会終了後交付される「福岡県被災宅地危険度判定士講習会受講終了証」には、ここで希望した住所が記載されます。

## 被災宅地危険度判定士登録申請書

申請日            年    月    日

福岡県知事    服部 誠太郎 殿

わたくしは、福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項に該当し、第10条に規定する講習会を修了したので、宅地判定士の登録を申請します。

ふりがな 申請者氏名		生年月日	T S H	年	月	日
住 所	〒  電話番号 (    )					
勤務先	住 所	〒  電話番号 (    )				
	名 称 部 署					

申請者は、次のうち、該当するいずれか一つの欄に○を付け、それぞれの番号にある書類を添付すること。

資 格 要 件 該 当 別	<b>①福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第1号該当</b> 様式第2号(裏)ア～ク該当 宅地造成等規制法施行令第17条各号又は都市計画法施行規則第19条第1号イからチに規定する設計者の資格を有する。	
	<b>②福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第2号該当</b> 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務経験を有する。	
	<b>③福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第3号該当</b> 国又は地方公共団体等の職員（職員であった者を含む。）で、国又は地方公共団体の職員として宅地開発に関して10年以上の実務経験を有する。	
	<b>④福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第4号該当</b> 様式第2号(裏)ケ該当 ・二級建築士として4年以上の実務経験を有する。 ・土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する。 ・二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する。	

- ① ・宅地判定士資格要件申告書（様式第2号）  
       ・資格要件申告書で添付することとされている書面
- ② ・宅地判定士実務経験証明書（様式第3号）
- ③ ・宅地判定士実務経験証明書（様式第3号）
- ④ ・宅地判定士資格要件申告書（様式第2号）  
       ・資格要件申告書で添付することとされている書面

登録番号	有効期限

## 記入上の注意

- 1 この申請書は、宅地判定士として登録を受ける意思があり、資格要件を満たしている方のみ提出してください。
- 2 「登録番号」欄、「有効期限」欄以外の全ての欄に記入してください。
- 3 この申請書には、あなたの資格要件によりそれぞれ定められた添付すべき書類がありますのでご注意ください。
- 4 各欄の記入手順  
この申請書に記入する内容は、下記に注意し誤りがないように記入してください。
  - (1) 「申請者氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。  
生年月日は、T（大正）、S（昭和）、H（平成）のうち該当するものを○で囲んでください。  
「住所」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入してください。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入してください。
  - (2) 「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、部署、住所を記入してください。「電話番号」は、「住所」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入し、勤務先の代表番号のみ記入する等非常時の連絡に手間がかかる可能性がある番号は避けてください。
  - (3) 「資格要件該当別」欄は、「講習会申込書」の「宅地判定士資格要件」欄と同じ該当区分に○を付けてください。  
なお、○を付ける欄により添付する証明書等の種類が異なりますので、注意してください。第2条第1項第1号（：①の欄）に○をつけた場合には、「資格要件申告書」とその中で添付することとされている書面を、第2条第1項第2号（：②の欄）に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、第2条第1項第3号（：③の欄）に○をつけた場合には、「実務経験証明書」を、第2条第1項第4号（：④の欄）に○をつけた場合には、「資格要件申告書」とその中で添付することとされている書面を添付することになります。
  - (4) 「登録番号」と「有効期限」の欄には、何も記入しないでください。

## 被災宅地危険度判定士資格要件申告書

わたくしは、福岡県宅地判定士登録要綱第2条第1項第1号又は第4号に定める資格要件に下記のとおり該当することを、必要書類を添え申告します。

記

該当する資格要件（裏面から該当する要件の記号を記入してください。）

年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

申告者氏名（自署） \_\_\_\_\_

<記入上の注意>

- 1 この申告書は、「宅地判定士登録申請書」の「資格要件該当別」欄に第2条第1項第1号に該当すると記入された方（：①の欄に○をつけた方）又は第2条第1項第4号に該当すると記入された方（：④の欄に○をつけた方）のみ提出してください。②又は③の欄に○をつけた方は提出する必要はありません。
- 2 各欄の記入手順
  - (1) あなたの資格要件を裏面から一つ選択し、「該当する資格要件」欄に記入してください。なお、裏面の資格要件の二つ以上に該当する場合には、あなたが適当と考える資格要件を一つだけを選択し、記入してください。
  - (2) 裏面のあなたが選択した「該当する資格要件」の欄内に、必要な添付書類が記載されています。この必要な添付書類は、資格要件ごとに異なりますので、注意してください。
  - (3) 資格要件「ア」から「オ」に該当する方  
「在学の期間を証明する書類」又は「卒業証明書」には、それぞれ証明書の原本を添付してください。卒業証明書等のコピーでは受付できません。  
また、添付していただいた証明書で、資格要件として必要な学科・課程を修めていることが確認できない場合には、「履修科目証明書（又はこれに準ずる証明書）」の追加添付をお願いすることがあります（なお、初めから履修科目証明書を添付していただいても結構ですが、卒業年月日等が明らかでない場合には、改めて卒業証明書等の添付をお願いすることになります。）。
  - (4) 資格要件「キ」に該当する方  
「技術士第二次試験合格証明書」は、必ず技術部門の別が記載されているものを添付してください。技術部門が記載されていない場合には、受付できません。
  - (5) 「実務経験証明書（様式第3号）」は、証明が必要となる期間が資格要件ごとに異なりますので、それぞれ該当する欄に指定されている年数に注意してください。
  - (6) 「申請者氏名」は、必ずあなたの自筆で記入してください。なお、押印は必要ありません。

該当する資格要件

該当するものいずれか1つの記号を表面口に記入し、必要な書類を添付する。

ア	<p><b>大学院等在学経験者</b>：宅造令第17条第5号(宅造告示第1号)、都計規則第19条第1号チ(都計告示38)該当                  大学(短大を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して一年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 在学の期間を証明する書類(必要な場合において履修科目証明書を追加)                  実務経験証明書(様式第3号)</p>
イ	<p><b>大学卒業生</b>：宅造令第17条第1号、都計規則第19条第1項第1号イ該当                  大学(短大を除く。)又は旧大学で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
ウ	<p><b>3年課程の短期大学卒業生</b>：宅造令第17条第2号、都計規則第19条第1項第1号ロ該当                  短大で、正規の土木又は建築の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して三年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園の修業年限三年以上の課程(夜間を除く。)を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して三年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
エ	<p><b>短期大学、高等専門学校卒業生</b>：宅造令第17条第3号、都計規則第19条第1項第1号ハ該当                  前項以外の短大、高等専門学校又は旧専門学校で、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して四年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して四年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
オ	<p><b>高等学校卒業生</b>：宅造令第17条第4号、都計規則第19条第1項第1号ニ該当                  高等学校、中等教育学校又は旧中等学校で正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木、建築又は宅地開発の技術に関して七年以上の実務経験を有する者及び都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して七年以上の実務の経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 卒業証明書(必要な場合において履修科目証明書を追加)、実務経験証明書(様式第3号)</p>
カ	<p><b>認定講習会修了者</b>：宅造令第17条第5号(宅造告示第4号)、都計規則第19条第1項第1号ト該当                  土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者又は宅地開発に関する技術に関する七年以上の実務経験を有する者又は十年以上の都市計画、造園に関する実務経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習又は指定する講習を修了した者  <b>必要な添付書類</b> 認定講習会修了証の写し、実務経験証明書(様式第3号)</p>
<b>指定の国家資格を有する者</b>	
キ	<p><b>技術士</b>：宅造令第17条第5号(宅造告示第2号)、都計規則第19条第1号ホ(都計告示39)該当                  技術士法(昭和32年法律第124号)における第二次試験において技術部門を建設部門とするものに合格した者及び技術部門を水道部門又は衛生工学部門とするものに合格した者で、宅地開発に関する技術に関して二年以上の実務経験を有するもの  <b>必要な添付書類</b> 技術士登録証の写し又は技術士第二次試験合格証明書                  実務経験証明書(様式第3号。技術部門を建設部門とする場合は不要。)</p>
ク	<p><b>一級建築士</b>：宅造令第17条第5号(宅造告示第3号)該当                  建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の資格を有する者  <b>必要な添付書類</b> 一級建築士登録証の写し</p>
<b>その他の資格を有する者</b>	
ケ	<p>・建築士法による二級建築士として4年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 二級建築士登録証の写し、実務経験証明書(様式第3号)                  ・建設業法(昭和24年法律第100号)による土木、建築又は造園に関する一級施工管理の資格を有する者  <b>必要な添付書類</b> 一級施工管理技士(技術検定合格証明書)の写し                  ・建設業法による土木、建築又は造園に関する二級施工管理の資格を有し、5年以上の実務経験を有する者  <b>必要な添付書類</b> 二級施工管理技士(技術検定合格証明書)の写し、実務経験証明書(様式第3号)</p>

注) この面で「宅造令」とあるのは、「宅地造成法施行令」を、「宅造告示」とあるのは、「昭和37年3月29日付建設省告示第1005号」を、「都計規則」とあるのは、「都市計画法施行規則」を、「都計告示38」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第38号」を、「都計告示39」とあるのは、「昭和45年1月12日付建設省告示第39号」を表す。「大学」、「短大」、「高等専門学校」、「高等学校」及び「中等教育学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、高等専門学校及び中等教育学校をいう。「旧大学」とは、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学をいう。「旧中学校」とは、旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校をいう。「旧専門学校」とは、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校をいう。



## 被災宅地危険度判定士実務経験証明書

下記の者は、{
 土木、建築又は宅地開発に関する技術に関し、  
 宅地開発に係る業務に関して、  
 二級建築士として、  
 土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士として、  
}
 下記のとおり実務の

経験を有することを証明します。

年 月 日

証明者職名

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

氏名

印

記

被証明者 氏名	生年 月日	年 月 日	証明 期間	年 月から 年 月まで
職名	主な経験の内容		期間	
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
				年 月から 年 月まで
合 計				年 ヶ月

記入上の注意

- 1 「被災宅地危険度判定士認定登録申請書」又は「被災宅地危険度判定士資格要件申告書」で、「実務経験証明書」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を受けて、提出してください。  
この証明書の提出を必要としない方は、資格要件申告書のキ「技術士」で技術部門を建設部門とする方、ク「一級建築士」である方及びケ「土木、建築又は造園に関する一級施工管理技士」である方です。
- 2 この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか一枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。
- 3 各欄の記入手順
  - (1) 証明文章中の「土木、建築又は宅地開発に関する技術」、「宅地開発に関する技術」、「二級建築士」又は「土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士」のいずれかあなたが該当するものを一つだけ残し、他方は==で消してください（第2条第1項第1号に該当する方は「土木、建築又は宅地開発に関する技術」を、第2号又は第3号に該当する方は「宅地開発に係る業務」を、第4号に該当する方は「二級建築士」又は「土木、建築又は造園に関する二級施工管理技士」を残してください。）。
  - (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
  - (3) 「証明者」となれるのは、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」又は「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でも構いません。）。  
なお、証明者自筆の署名がある場合には、押印の必要はなく、また、使用されている印が証明者の役職の公印である場合には記名の必要はありません。
  - (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
  - (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが、証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。  
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月の1日でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
  - (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。
  - (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間にあなたが行った具体的な業務の名称を記入してください。
  - (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。  
なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月の1日でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
  - (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を合計し記入してください。